船橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

船橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成24年船橋市条例第59号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9 7条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並 びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備 並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。)の例 による。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 法第97条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める基準は、次条から 第6条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

(非常災害対策)

第4条 前条の規定によりその例によることとされる省令第28条第1項(省令第50条 において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「従業者」とあるの は、「従業者並びに入所者及びその家族等」とする。

(記録の整備)

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第38条第2項(省令第50 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「2年間」とある のは、「5年間」とする。

(ユニット型介護老人保健施設における入浴等)

第6条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第44条第3項の規定の適用 については、同項中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」と する。 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。